

オランダ民法典

第7編 各種の契約

第2章 金融担保契約

第51条

本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (a) 「金融担保契約」：権利譲渡を目的とする金融担保契約または担保権設定を目的とする金融担保契約。
- (b) 「権利譲渡を目的とする金融担保契約」：(d)号または(e)号において定められる財産を債務の担保として譲渡する契約。
- (c) 「担保権設定を目的とする金融担保契約」：(d)号または(e)号において定められる財産について担保権を設定する契約。
- (d) 「金銭」：預金口座における金銭的財産の残高。
- (e) 「譲渡可能証券」：株式その他の証券、株式と同様に資本市場において取引される社債その他の債権証券、および、それと引き換えに株式、社債その他の証券が応募、売買もしくは交換によって取得される慣習的な譲渡可能証券または金銭的決済を生ぜしめる慣習的な譲渡可能証券。ただし、支払い指図を含む有価証券（合同投資に参加する権利、金銭市場証券および上述の証券に関する請求権を含む。）を除く。
- (f) 「同等の財産」：
 - (1) 「金銭」については、同一通貨における同一金額。
 - (2) 「譲渡可能証券」については、金融担保契約において、債務者が担保権を設定した譲渡可能証券について影響を及ぼす出来事が生じた後に権利移転が生じることが定められた場合における、同一の発行企業または債務者が発行した同種かつ同一通貨における同一の金額の価値を有する証券その他の財産。
- (g) 「執行開始原因」：金融担保契約または法律に基づいて担保債権者に目的物の売却、担保権の実行または相殺条項の利用を可能ならしめる、債務不履行その他の事情。
- (h) 「相殺条項」：金融担保契約もしくは金融担保契約がその一部をなす契約における条項、または法律上の規定で、執行開始原因が生じたときに、
 - 当事者の債務の履行期を直ちに到来させ、それらの債務をその時点の現在価値における金銭債務へと転換するもの。または、
 - 当事者の債務を消滅させ、残額のみを存続させるもの。

第 52 条

(1) 本章の規定は、少なくとも契約当事者の一方が次の各号に定める者である場合にのみ適用される。

(a) 政府機関（次の者を含む。）

— ヨーロッパ共同体加盟国の政府に属し、政府の債務の管理を行う機関。

— ヨーロッパ共同体加盟国の政府に属し、口座の維持について権限を付与された機関。

(b) 中央銀行、ヨーロッパ中央銀行、国際決済銀行、相互開発銀行、IMF、ヨーロッパ投資銀行。

(c) 金融行政上の監督に服する金融機関（金融監督法第 1 条第 1 項に規定された、銀行、投資マネージャー、投資企業、金融機関、生命保険会社、損害保険会社を含む。）。

(d) 破産法第 212 条 a(c)号乃至(e)号に規定された、中央決済機関、決済機関または清算機関（ヨーロッパ共同体加盟国の国内法の規制のもとで、先物、オプションおよびデリバティブ取引に携わる機関を含む。）、および、一人または複数の者の受託者または代理人として活動する者（自然人を除く。）（社債その他の債権証書の管理会社または(a)号乃至(c)号または本項に定められた企業を含む。）。

(2) 本章の規定は、金融担保契約の一方当事者が、自然人であり、かつ自らの事業活動のために契約を締結したのでない場合には、適用されない。

第 53 条

(1) 担保権を設定する金融担保契約において、担保債権者が担保目的物を利用または売却し、その収益を保持する権限を有することを規定することができる。

(2) 担保目的物を利用または売却する権限を有する担保債権者は、利用または売却権限を行使するとき、被担保債権の弁済の効果が生じる以前に、同等の財産を担保権設定者に譲渡する義務を負う。

(3) 第 2 項から逸脱する形で、金融担保契約において、担保債権者が、被担保債権を、被担保債権の弁済の効果が生じる時点または執行原因が生じた時点の早い時点における同等の財産の価格で清算する権限を有すると規定することができる。

(4) 法律上、担保権は、本条の結果として担保目的物の代わりに取得された財産に及ぶ。

第 54 条

(1) 担保権設定を目的とする金融担保契約に別段の定めがある場合を除き、担保債権者は、執行開始原因が生じたとき、

(a) 担保権の設定された譲渡可能証券を売却し、その売却益から支払われるべき金額を取得し、またはそれが可能である場合には当該証券を弁済に充当し、証券の正味価格で支払われるべき金額を清算することができる。

- (b) 担保権の設定された金銭と金額と相殺することができる。
- (2) 譲渡可能証券の売却は、取引所において、取引所における通常取引に適用される規則および慣習に従って、代理業者または許可を受けた代理人を仲介して行われなければならない。
- (3) 担保権設定を目的とする金融担保契約に定めがあるとき、担保債権者は、証券を弁済に充当することができ、当該証券の価値は市場価値または交換価値に基づいて決定される。
- (4) 第 2 項および第 3 項を逸脱する形で、金融担保契約において、地方裁判所の暫定処分判事 (voorzieningenrechter) が、担保債権者または担保権設定者の申立てに基づいて、譲渡可能証券を別の方法で売却することを命じること、または暫定処分判事が、担保債権者の申立てに基づいて、自らの定める金額について、譲渡可能証券を弁済充当として担保債権者に譲渡することを命じることができる。
- (5) 第 3 編第 235 条、第 248 条第 1 項、第 2 項、第 249 条、第 250 条、第 251 条および第 252 条は適用されない。

第 55 条

権利譲渡を目的とする金融担保契約において債務を履行するためになされた権利の譲渡は、担保権設定目的での権利譲渡、または第 3 編第 84 条第 3 項の定める譲受人に譲渡される目的物を欠く権利譲渡ではない。質権に関する規定は、権利譲渡を目的とする金融担保契約およびその履行について、適用または類推適用されない。

第 56 条 削除

第 57 条～第 174 条 留保

第 7 章 役務提供

第 1 節 役務提供

第 400 条

- (1) 役務提供契約は、一方当事者（役務提供者）が他方当事者（依頼主）に対して、雇用契約に基づく場合を除き、有形物の製造、寄託、出版および人または物の運送以外の役務を提供する義務を負う契約である。
- (2) 法律、役務提供契約その他の法律行為の内容もしくは性質、または慣習に反しない限り、第 413 条の留保のもとで、第 401 条乃至第 412 条が役務提供契約に適用される。

第 401 条

役務提供者は、自らの仕事の実施に際して、善良な役務提供者の注意義務を負う。

第 402 条

- (1) 役務提供者は、役務の提供に関して、適時に与えられた、適切な指示に従う義務を負う。
- (2) 合理的な理由に基づき、自らに与えられた指示に従って役務を提供することを欲しない役務提供者は、依頼主がなお当該指示に従うことを求めたとき、重大な理由に基づいて、契約を解除することができる。

第 403 条

- (1) 役務提供者は、依頼主に対して、役務の提供に際して自らの仕事の実施について情報を提供し、依頼主が仕事の完了について知らないとき、仕事の完了を、遅滞なく通知しなければならない。
- (2) 役務提供者は、役務を提供する方法について依頼主に説明しなければならない。役務の提供に際して、依頼主のために金銭を支払わなければならない、依頼主のために金銭を受領したときは、そのことについて説明を行わなければならない。

第 404 条

役務提供契約において、ある者が役務提供者またはその被用者とともに営業または事業を行うことが想定されているとき、当該者は自ら役務の実行に必要な仕事を行わなければならない。ただし、役務提供契約に基づいて、当該者が自らの監督下にある者に当該仕事を実施される場合はこの限りではない。このとき、役務提供者は責任を負わない。

第 405 条

- (1) 役務提供者がその営業または事業として契約を締結したとき、依頼主は役務提供者に報酬を支払わなければならない。
- (2) 支払われるべき報酬の金額が当事者によって決定されていないとき、依頼主は慣習に基づいて計算される金額の報酬を、そのような慣習が存在しないときには合理的な金額を支払わなければならない。

第 406 条

- (1) 依頼主は、役務提供者に対して、役務提供に関する費用のうち、報酬に含まれない部分を補償しなければならない。
- (2) 依頼主は、役務提供者が、自らの過失に基づかない、役務に関連する特別の危険の結果として被った損害を賠償しなければならない。役務提供者が自らの営業または事業と

して行為していたとき、当該危険が営業または事業の性質から導かれるリスクを上回る場合に限って、前文が適用される。

第 407 条

- (1) 二人以上の依頼主が役務提供契約を締結したとき、依頼主は役務提供者に対し、連帯して責任を負う。
- (2) 二人以上の役務提供者が役務提供契約を締結したとき、各役務提供者は履行の懈怠の全てについて責任を負う。ただし、履行の懈怠が自らの責めによらない場合はこの限りでない。

第 408 条

- (1) 依頼主はいつでも契約を解除することができる。
- (2) 重大な原因がある場合を除き、営業または事業として契約を締結した役務提供者は、契約に期間の定めがなく、履行によって契約が終了しないときに限り、契約を解除することができる。
- (3) 第 406 条にかかわらず、営業または事業として契約を締結したのではない自然人は、解除によって生じた損害について責任を負わない。

第 409 条

- (1) 役務提供契約が特定人の存在を前提として締結されたとき、その者の死亡によって契約は終了する。
- (2) 前項の場合において、法定相続人が相続の事実および役務提供契約について知っているとき、法定相続人は、当該状況の下で他方当事者の利益のために必要とされる全ての事柄を行う義務を負う。その役務提供において、またはその者とともに、役務提供者が営業または事業として行為しているとき、その者にも同様の義務が課される。

第 410 条

- (1) 依頼主の死亡によって役務提供契約が終了するのは、そのことが契約の性質から導かれる場合に限られ、その効力が生じるのは、役務提供者が依頼者の死亡を知った時からである。
- (2) 依頼者の死亡によって役務提供契約が終了するとき、役務提供者は、当該状況の下で他方当事者の利益のために必要とされる全ての事柄を行う義務を負う。

第 411 条

- (1) 役務が完全に提供される以前に、または契約期間の満了以前に、役務提供契約が終了し、報酬の支払いが完全な履行または期間の経過に条件づけられているとき、役務提供

者は、合理的に決定された報酬の一部を取得する権利を有する。その決定に際しては、とりわけ、役務提供者が既に実施した仕事、その仕事から依頼主が受ける利益、および契約が終了した原因が考慮に入れられなければならない。

- (2) 第 1 項の規定する事例において、契約の終了が依頼主側の事情に帰するとき、または全事情を考慮して報酬全額の支払いが合理的であるときにのみ、役務提供者は、報酬全額を取得する権利を有する。契約の早期終了によって役務提供者にとって削減された費用は、報酬額から控除される。

第 412 条

役務提供に関連して役務提供者が取得した文書の引き渡しを請求する権利は、役務提供者の行為が終了した次の日から起算して 5 年の時効にかかる。

第 413 条

- (1) 第 408 条第 3 項を逸脱〔当事者の合意によって変更〕することはできない。
- (2) 第 408 条第 1 項および第 411 条を、第 408 条第 3 項に規定される依頼主に不利な形で、逸脱することはできない。
- (3) 第 412 条からの逸脱は、第 3 編第 11 章の定める請求権の時効に関する規定からの逸脱と同一の根拠に基づいてのみ許容される。

第 2 節 委任

第 414 条

- (1) 委任は、一方当事者（受任者）が他方当事者（委任者）に対して、委任者の計算で一つまたは複数の法律行為を行う義務を負う役務提供契約である。
- (2) 委任契約により、受任者は自己の名において行為することを義務づけられることもあり、委任者の名において行為することを義務づけられることもある。

第 415 条

委任契約が二人以上の受任者によって締結されたとき、各受任者は独立して行為する権限を有する。

第 416 条

- (1) 受任者は、法律行為の内容が利益相反を排除するほどに厳密に定められている場合に限り、委任者の法律行為の相手方となることができる。

- (2) 自己の名においてのみ行為を行うことができる受任者であっても、法律行為の内容が利益相反を排除するほどに厳密に定められている場合に限り、委任者の法律行為の相手方となることができる。
- (3) 委任者が第 408 条第 3 項の定める者であるとき、受任者が相手方となる法律行為について、委任者の書面による許可が存在しないとき、当該法律行為は取り消し可能となる。
- (4) 前 3 項に従い委任者の法律行為の相手方となる受任者は、報酬請求権を保持する。

第 417 条

- (1) 受任者は、法律行為の内容が利益相反を排除するほどに厳密に定められている場合に限り、法律行為の相手方の受任者となることができる。
- (2) 委任者が第 408 条第 3 項の定める者であるとき、受任者が相手方の受任者となる法律行為が適法であるために、委任者の書面による許可が要求される。
- (3) 受任者は、前 2 項に反して行った行為について、委任者から報酬を受ける権利を有しない。受任者は違反の結果として委任者が被った損害を賠償する義務を負う。委任者に不利な形で本項を逸脱〔当事者の合意によって変更〕することはできない。
- (4) 委任者の一人が第 408 条第 3 項に定める者であり、法律行為の目的が不動産の全部もしくは一部、または不動産を対象とする権利の売買または賃貸借であるとき、受任者は買主または賃借人から報酬を取得する権利を有しない。法律行為が、居住用住居の全部または一部を賃貸することを目的とする場合を除き、買主または賃借人に不利な形で本項を逸脱することはできない。

第 418 条

- (1) 第 416 条および第 417 条の規定する事例を除き、受任者が法律行為の実現に直接または間接の利益を有するとき、受任者はそのことを委任者に通知しなければならない。ただし、法律行為の内容が利益相反を排除するほどに厳密に定められている場合はこの限りでない。
- (2) 受任者は、第 1 項に反して行った行為について、委任者から報酬を受ける権利を有しない。受任者は違反の結果として委任者が被った損害を賠償する義務を負う。委任者に不利な形で本項を逸脱〔当事者の合意によって変更〕することはできない。

第 419 条

受任者が自らの名において第三者と契約を締結し、当該第三者が債務を履行しなかったとき、当該第三者は、受任者に対し、法律によって損害の賠償を義務付けられる範囲内で、委任者に対しても、履行懈怠によって生じた損害を賠償する義務を負う。

第 420 条

- (1) 自らの名において第三者と契約を締結した受任者が、委任者に対する債務を履行せず、破産に陥り、または自然人たる債務者に債務免除が宣言されたとき、委任者は、受任者および当該第三者に対する書面での通知によって、受任者が第三者に対して有する譲渡可能な権利を取得することができる。ただし、当該権利が委任者との関係で受任者に譲渡されていたときはこの限りでない。
- (2) 第三者が受任者に対する債務を履行しないときも、委任者は、同一の権利を有する。ただし、当該第三者が自らの債務を履行したのと同じの満足を委任者に与えるときはこの限りでない。
- (3) 本条の規定する事例において、受任者は、委任者の請求に基づき、第三者の氏名を通知する義務を負う。

第 421 条

- (1) 自らの名において第三者と契約を締結した受任者が、当該第三者に対する債務を履行せず、破産に陥り、または自然人たる債務者として債務免除が宣言されたとき、当該第三者は、委任者および受任者に対する書面での通知により、契約から生じる権利を、当該通知の時点で委任者が受任者に対して債務を負担する限度において、委任者に対して、行使することができる。
- (2) 本条の規定する事例において、受任者は、第三者の請求に基づき、委任者の氏名を通知する義務を負う。

第 422 条

- (1) 第 408 条によるほか、委任は次の原因に基づいて終了する。
 - (a) 委任者の死亡、後見開始もしくは破産、または自然人たる債務者として債務免除が宣言されたこと。契約は、受任者がこれらの事実を知った時に終了する。
 - (b) 受任者の死亡。後見開始もしくは破産、または自然人たる債務者として債務免除が宣言されたこと。
- (2) 第 408 条第 1 項が委任契約に適用される限りにおいて、同項、および本条第 1 項(a)号を逸脱〔当事者の合意によって変更〕することはできない。しかしながら、委任契約が受任者または第三者の利益となる法律行為の履行を含むとき、委任者が委任契約を終了できないこと、または委任者に死亡または後見開始によって契約が終了しないことを、委任契約において定めることができる。第 3 編第 74 条第 1 項第 2 文、第 2 項および第 4 項を準用する。
- (3) 委任契約が委任者の死亡または後見開始によって終了したとき、受任者は当該状況のもとで他方当事者の利益のために必要とされる全ての事柄を行わなければならない。

- (4) 委任契約が受任者の死亡によって終了した場合において、受任者の法定相続人が相続の事実および委任契約について知っているとき、法定相続人は、当該状況の下で他方当事者の利益のために必要とされる全ての事柄を行う義務を負う。その役務提供において、またはその者ととも、受任者が営業または事業として行為しているとき、その者にも同様の義務が課される。

第 423 条

- (1) 受任者が委任者に帰属する権利を自己の名において委任者を排除して行使することが委任契約において定められているとき、委任者は、当該権利を契約期間中、第三者に対しても行使することができない。委任者の排除は、そのことについて知らず、また知らないことに過失のない第三者に対しては、その効力を生じない。
- (2) 委任者の排除を約した受任者が法人であり、その定款において複数の委任者の協同の利益を保護することを目的とするとき、第 422 条第 2 項を逸脱する形で、委任契約が委任者による 1 年以上前の通知、委任者の死亡、後見開始、破産または自然人たる債務者に対する債務免除の宣言によっても終了しないことを、契約において定めることができる。当該約定は、委任者の法定相続人、後見人、破産管財人または債務免除における管理人の 1 か月以上前の通知による契約の終了を妨げない。委任者の相続財産が第 4 編第 13 条に従って分割されたとき、前文の規定する法定相続人の権利は、委任者の配偶者または登録されたパートナーに移転する。

第 424 条

- (1) 当事者の一方が他方の計算で法律行為の実行を義務付けられる委任契約を除き、第 415 条乃至第 423 条は、契約の性質に関連する規定の目的に反しない限度において、委任契約に準用される。
- (2) 前項の規定は、運送契約または人もしくは物の輸送契約に適用されない。

第 3 節 仲立契約

第 425 条

仲立契約は、一方当事者（仲立人）が他方当事者（本人）に対して、有償で、本人と第三者との間における一つまたは複数の契約を締結するために、仲介者として活動する義務を負う役務提供契約である。

第 426 条

- (1) 仲立人は、自らの仲介によって本人と第三者との間に契約が成立すると同時に、法数請求権を取得する。

- (2) 報酬請求権が仲立人の介入によって成立した契約の履行に条件づけられ、当該契約が履行されなかったとき、本人は報酬を支払う義務を負う。ただし、契約の不履行が本人の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りでない。

第 427 条

第 417 条および第 418 条は、一方当事者が、他方当事者との関係で、第 425 条の仲立人として行為する権利を有し、または義務を負う契約に準用される。このとき、相手方当事者のためにも行為する仲立人は、相手方当事者として行為する仲立人と同視される。

第 4 節 代理商契約

第 428 条

- (1) 代理商契約は、一方当事者（本人）が他方当事者（代理商）に対して指示を与え、代理商が、一定期間または期間の定めなく、有償で、契約を締結するために仲介者として活動し、場合によって、本人への従属を示すことなく、本人の名において本人の計算で契約を締結する義務を負う契約である。
- (2) 本節の規定は、金融監督法が適用される代理商契約には適用されない。
- (3) 両当事者は、相手方の請求に基づき、代理商契約の現状について既述した署名入りの書面を互いに提供し合う義務を負う。

第 429 条

- (1) 代理商は、書面において引き受けた場合に限り、自らが締結し、または自らの仲介によって締結された契約に基づく第三者の債務について責任を負う。
- (2) 書面による別段の合意がある場合を除き、保証条項によって代理商は第三者の支払い能力についてのみ責任を負う。
- (3) 代理商自身が本人の名で締結した特定の契約に約定がある場合を除き、代理商は手数料を超える金額について責任を負わない。
- (4) 代理商が引き受けたリスクが約定された手数料との関係で明らかに不均衡であるとき、裁判所は、代理商が責任を負う金額を、手数料を下回らない限度で、減額することができる。裁判所は全ての事情、とりわけ代理商が本人の利益を代表する仕方を考慮に入れなければならない。

第 430 条

- (1) 本人は、当該状況の下で、代理商による仕事の実施を可能とするのに必要な全ての事柄を行う義務を負う。

- (2) 本人は、代理商が仲介する商品やサービスに関連する必要な書類を、代理商の処分に委ね、代理商契約の履行に必要な全ての情報を提供しなければならない。
- (3) 本人は、代理商が期待していたよりも著しく小さい規模でしか契約が締結されない、または締結されえないことを予見したとき、遅滞なく、代理商に対して警告を与えなければならない。
- (4) 本人は、合理的な期間内に、代理商に対し、代理商が提案した契約の承諾もしくは拒絶、またはその不履行について通知しなければならない。

第 431 条

- (1) 代理商は、次の場合、代理商契約の期間中に締結された契約について、手数料を取得する権利を有する。
 - (a) 契約が代理商の仲介によって締結されたとき。
 - (b) 以前に同種の契約を提案した者を当事者として、契約が締結されたとき。
 - (c) 代理商に割り当てられた顧客に属し、代理商に割り当てられた地域に居住する者を当事者として、契約が締結されたとき。ただし、代理商が当該顧客および地域について排他的権利を有しないことが明示的に合意されていたときは、この限りでない。
- (2) 代理商は、次の場合、代理商契約の終了後に締結された契約の準備について、手数料を取得する権利を有する。
 - (a) 当該契約が、主として代理商契約の期間中における代理商の活動に帰せられ、かつ代理商契約の終了後、合理的な期間内に締結されたとき。
 - (b) 本人または代理商が、第 1 項の定めに従い、代理商契約の終了以前に、第三者から申し込みを受けていたとき。
- (3) 代理商は、第 2 項の定めに従い、契約の締結が主として前任の代理商に帰せられるとき、手数料を取得する権利を有しない。ただし、当該状況の下で、手数料を両方で分配することが公平であるときは、この限りでない。

第 432 条

- (1) 代理商の役割が契約締結の仲介者としての行為に限定されるとき、代理商が本人に発した申込みは、第 426 条の定めに従う手数料請求権の目的のために承諾されたものとみなされる。ただし、本人が代理商に対し、第 430 条第 4 項の定める合理的期間内に、申し込みを拒絶または留保することを通知したときは、この限りでない。代理商契約に期間に関する定めがないとき、当該期間は申込みが本人に伝えられたときから 1 か月とする。
- (2) 契約の履行を手数料請求権の条件とすることは、明示的に約定されなければならない。

- (3) 第 2 項の定める約定がなされたとき、手数料請求権は、第三者が自らの契約債務を履行した時点までに、または本人が自らの契約債務を履行していた場合は第三者が契約債務を履行すべき時点までに、発生する。

第 433 条

- (1) 本人は、各月末に、代理商に、その月に支払われるべき手数料に関し、支払の基礎となった情報を含む決済書を交付しなければならない。当該決済書は翌月末までに交付されなければならない。当事者は、決済書が 2 か月ごとまたは 3 か月ごとに交付されるべきことを、書面で合意することができる。
- (2) 代理商は、本人に対し、証拠書類の閲覧を求める権利を有する。代理商は証拠書類の交付を求める権利を有しない。代理商は、自らの費用で、本人によって承認された専門家、もし本人が拒絶した場合は、代理商の申立てに基づき、管轄を有する地方裁判所の暫定処分判事によって選任された専門家による援助を受けることができる。
- (3) 当事者は、証拠資料が第三者に呈示されることを書面で合意することができる。当該第三者が自らの仕事を実行しないとき、地方裁判所の暫定処分判事は別の者を選任することができる。
- (4) 本人によって作成された証拠文書について、代理商または前項の定める第三者は守秘義務を負う。当該第三者は、第 1 項に定める情報に関する限りにおいて、出代理商に対して守秘義務を負わない。

第 434 条

手数料は、第 433 条の定める書面が交付されなければならない時点で、請求可能となる。

第 435 条

- (1) 代理商は、代理商契約に基づく債務の履行の準備を整え、または既に履行を行ったとき、たとえ本人が代理商のサービスを利用せず、または通常想定されるよりも著しくわずかにしか利用しなかった場合であっても、報酬を取得する権利を有する。ただし、本人の行為が合理的に代理人に帰せられないときは、この限りでない。
- (2) 報酬の算定に際して、それ以前に取得した手数料の金額および当該事例における全ての事情——契約を履行しなかったことによって代理商が支払わずに済んだ費用などを考慮に入れなければならない。

第 436 条

当初の契約期間終了後に両当事者によって継続された代理商契約は、同一の条件に基づき、期間の定めのないものとして、両当事者を拘束する。

第 437 条

- (1) 代理商契約が期間の定めず、または期間を定めつつも期間前の契約解除を認める形で締結されたとき、両当事者は、合意された通知期間を遵守して、契約を解除することができる。通知期間に関する合意が存在しないとき、通知期間は 4 か月とし、契約が 3 年にわたるときは 1 か月、6 年にわたるときは 2 か月延長される。
- (2) 通知期間は、契約の初年度において 1 か月より、2 年目において 2 か月より 3 年目以降において 3 か月より短くすることはできない。当事者がより長期の通知期間を合意するとき、代理商に対する期間より、本人に対する期間を短くすることはできない。
- (3) 契約解除の通知は、歴月末になされなければならない。

第 438 条

- (1) 代理商契約は、代理商の死亡によって終了する。
- (2) 本人が死亡したとき、本人の法定相続人および代理商は、本人の死後 9 か月以内に通知を行うことを条件として、4 か月を期間とする通知を行うことによって、契約を終了させることができる。死亡した本人の相続財産が第 4 編第 13 条に従って分割されたとき、前文に定める法定相続人の権利は、本人の配偶者または登録されたパートナーに移転する。

第 439 条

- (1) 相手方当事者の同意なしに、契約期間を遵守せず、または法律上もしくは契約上の通知期間を遵守せずに契約を解除した当事者は、損害を賠償する責任を負う。ただし、契約の解除が緊急の理由に基づき、かつその理由を遅滞なく相手方に通知したときは、この限りでない。
- (2) 緊急の理由とは、契約を終了させる当事者が、一時的にであるにせよ、契約を維持することを合理的に期待できなくなる性質の事情を意味する。
- (3) 緊急の理由に基づく契約の終了が、相手方の責めに帰すべき事情に基づくとき、相手方は損害を賠償する責任を負う。
- (4) 緊急の理由が存在するか否かの判断を一步当事者に委ねる旨の約定は無効である。

第 440 条

- (1) 両当事者は、次の原因に基づき、代理商契約の終了を、裁判所に申し立てることができる。
 - (a) 第 439 条第 2 項の定める緊急の理由を生ぜしめる事情。
 - (b) 公平に基づき、契約を直ちにもしくは短期間のうちに終了させることが要求される性質の事情の変化。

- (2) 裁判所が第 1 項(a)号の定める事情に基づいて契約の終了を宣言し、当該事情が被告の責めに帰すべき事情であるとき、被告は損害を賠償する責任を負う。
- (3) 裁判所が第 1 項(b)号の定める事情に基づいて契約の終了を宣言するとき、裁判所は、当事者の一方に賠償を与えることができる。裁判所は当該賠償を分割払いとすることができる。
- (4) 第 7 編第 685 条第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 9 項、第 10 項、第 11 項が準用される。

第 441 条

- (1) 第 439 条または第 440 条に従って一方当事者が他方当事者に対して支払うべき賠償額は、代理商契約が通常であれば存続したはずの期間の報酬と等しいものとする。当該金額の算定に際して、それ以前に取得した手数料の金額および当該事例における全ての事情を考慮に入れなければならない。
- (2) 賠償額が当該事情のもとで高額過ぎるとき、裁判所は当該金額を減額することができる。
- (3) 損害を被った当事者は、前項の定める損害賠償請求権の代わりに、損害額を証明し、損害の完全賠償を請求することができる。

第 442 条

- (1) 損害の賠償を請求する権利とかわりなく、代理商は、代理商契約終了時に、次の限度で、顧客補償を受ける権利を有する。
 - (a) 代理商が本人に新たな顧客をもたらし、または現存する顧客との契約を著しく拡張し、当該顧客との契約によって本人に著しい利益がもたらされた場合。
 - (b) 全ての事情——とりわけ当該顧客との契約によって失った手数料——を考慮に入れて、顧客補償の支払いが公平である場合。
- (2) 顧客補償の金額は、過去 5 年間、契約がそれより短い期間であるときは全期間の平均額をもとに算出された 1 年分の報酬額を超えることができない。
- (3) 顧客補償請求権は、代理商が補償を請求することを本人に通知した場合を除き、契約終了後 1 年を経過したとき、時効によって消滅する。
- (4) 補償は次の場合には支払われない。
 - (a) 第 439 条第 3 項に従って代理商が損害賠償責任を負う事情に基づいて、本人が契約を解除したとき。
 - (b) 代理商が契約を解除したとき。ただし、本人の責めに帰すべき事由によって、または代理商の高齢、能力喪失もしくは病気により仕事の継続を合理的に期待できなくなったことを理由として、解除が正当化される場合はこの限りでない。
 - (c) 本人との合意に基づいて、代理商契約に基づく権利および義務を第三者に移転した代理商が、契約を解除したとき。

第 443 条

- (1) 代理商契約終了後に代理商の活動を制限する旨の約定は、次の場合にのみ有効である。
 - (a) 当該約定が書面において記録され、かつ
 - (b) 代理商が代理した商品またはサービス、および割り当てられた顧客層および地域に関連する場合。
- (2) 当該約定は、契約終了後、2年を超えない範囲で有効となる。
- (3) 本人は、次の原因に基づいて契約が終了したとき、当該約定に基づく権利を行使することはできない。
 - (a) 本人が代理商の同意なく、法律上もしくは契約上の通知期間を遵守せず、または代理商に緊急の理由を通知せずに、契約を解除したとき。
 - (b) 代理商が、本人の責めに帰せられるべき緊急の理由に基づき、本人に通知をして、契約を解除したとき。
 - (c) 本人の責めに帰すべき事情に基づいて、裁判所の決定により、契約が終了したとき。
- (4) 裁判所は、代理商の申立てに基づき、当該約定によって保護される本人の利益に比し、代理商が不公正に害されることを理由として、当該約定の全部または一部を無効とすることができる。

第 444 条

第 439 条および第 440 条に基づく請求権は、当該請求権が発生する事実から 1 年が経過した時、時効によって消滅する。

第 445 条

- (1) 当事者は、第 401 条、第 402 条、第 403 条、第 426 条第 2 項、第 428 条第 3 項、第 429 条、第 430 条、第 431 条第 2 項、第 432 条第 2 項、第 433 条、第 437 条第 2 項、第 439 条、第 440 条、第 441 条、第 443 条および第 444 条から逸脱することができない。
- (2) 当事者は、代理商の不利益となる形で、第 432 条第 3 項、第 434 条を、また契約終了以前に第 442 条を逸脱することができない。

第 5 節 医療行為に関する契約

第 446 条

- (1) 医療行為に関する契約（以下本節において診療契約とする。）は、自然人または法人（医療提供者）が医業として、他者（依頼主）に対して、依頼主本人または第三者について医療行為を行う義務を負う契約である。医療行為が施される者を以下では患者と呼ぶ。

- (2) 医療行為は次の各号に定める行為を意味する。
 - (a) 人にかかわり、当該者の病気を治癒し、病気の発生を予防し、健康状態を判断し、または妊娠出産にかかわる助言を与える全ての行為（診察および助言を含む。）
 - (b) (a)号に定める行為のほか、人にかかわり、医師または歯科医がその資格において行う行為。
- (3) 第 1 項に定められた行為は、看護および看護に関連する患者の治療行為その他看護を行うための設備を患者に直接提供することを含む。
- (4) 人の健康状態の評価または治療のための行為は、その行為が、権利または義務の決定、保険などの加入資格の判断、教育もしくはトレーニング、雇用または仕事の実施についての適正の評価と関連して、施術者以外の者の指示に基づいてなされるとき、診療契約とはならない。

第 447 条

- (1) 16 歳以上の未成年者は、自らのために診療契約を締結し、当該契約と直接関連する法律行為をなす能力を有する。
- (2) 未成年者は、扶養及び教育の費用を負担する両親の義務にかかわりなく、当該契約から生じる義務を負う。
- (3) 診療契約に関係する事柄について、未成年者は法律上または法律外において行為する能力を有する。

第 448 条

- (1) 医療提供者は、明確な方法で、かつ、要請された場合には書面によって、患者に対し、行った検査及び提案された診療について、並びに、検査、診療及び患者の健康状態に関するその後の経過について、説明しなければならない。医療提供者は、12 歳に満たない患者に対し、その理解力に適した方法で、説明しなければならない。
- (2) 第 1 項の義務を履行するに際して、医療提供者は、患者を次の事柄について合理的に承知している状態に置かなければならない。
 - (a) 必要と考えられる検査又は診療及びなされるべき治療の方法及び目的。
 - (b) 期待される結果、及び、患者の健康に対するそのリスク。
 - (c) 他の考慮に値する検査方法又は診療方法。
 - (d) 検査又は診療の状況に関する、患者の健康状態及びその見通し。
- (3) 医療提供者は、その実施が明らかに患者の重大な不利益を必然的に伴う場合に限り、患者に対し、本条に規定された説明をしないでおくことができる。患者の利益のために必要なとき、医療提供者は患者以外の者に対してこれに関する説明をしなければならない。当該不利益がもはや懸念されるべきでなくなるや否や、患者は事後的に説明を受ける。医療提供者は、他の医療提供者から助言を得るまでは、第 1 文の定める権利を行使

することができない。

第 449 条

患者が説明を希望しないことを表明した場合には、患者がそれについて有する利益が、それによって患者自身又は他の者に生じ得る不利益に見合わない場合を除いて、説明はなされない。

第 450 条

- (1) 診療契約の実行としての治療については、患者の同意が要求される。
- (2) 患者が未成年者であり、かつ 12 歳以上 16 歳未満である場合には、同時に、当該患者に対して親権を有する両親、又は、当該患者の後見人の同意が要求される。ただし、患者に対する重大な不利益を回避するために明らかに必要である場合には、両親又は後見人の同意がなくとも治療が為され得る。同意が拒絶された後に、患者が熟慮の上で治療をさらに求めた場合も同様である。
- (3) 16 歳以上である患者がこれに関連する利益を適切に評価する能力を有しないと判断される場合には、医療提供者又は第 465 条第 2 項又は第 3 項に規定された者は、当該患者が適切な評価能力をまだ有していたときに書面によって表明され、かつ、第 1 項の同意を拒絶する内容を含む、当該患者の判断に従わなければならない。医療提供者は、正当な理由が存在すると考えられる場合には、当該判断に従わないことができる。

第 451 条

医療提供者は、患者の申立てに基づいて、いつでも、重大な治療のうちのいずれについて当該患者が治療行為者に同意を与えたのかを、書面によって確定しなければならない。

第 452 条

患者は、医療提供者に対して、可能な限り、治療行為者が契約の実現のために必要とする情報を提供し、協力しなければならない。

第 453 条

医療提供者は、その行為に際して、善良な医療提供者として注意を払い、医療提供者に妥当する専門家としての水準から生じる責任にしたがって行動しなければならない。

第 454 条

- (1) 医療提供者は、患者の治療に関する書類を作成しなければならない。医療提供者は当該書類に、患者の健康状態及び当該患者に関して行った治療を記録し、かつ、当該書類

に、当該患者に対する適切な治療行為のために必要なデータを含む別の文書をその都度挿入しなければならない。

- (2) 医療提供者は、要求があった場合には、当該書類に挿入された文書に関する患者の言明を付記しなければならない。
- (3) 第 455 条の規定にかかわらず、医療提供者は、前項の文書を、その作成の時点から計算して 10 年間、又は、善良な医療提供者の注意に基づいて合理的とされるより長期の期間、保管しなければならない。

第 455 条

- (1) 医療提供者は、患者の申立てがあった後 3 か月以内に、自らが保管する第 454 条に定める書面を破棄しなければならない。
- (2) 患者の申立てが、当該患者以外の者の重要な情報を保持する書面にかかわる場合、及び、破棄にかかわる法律の規定に反する場合には、第 1 項は適用されない。

第 456 条

医療提供者は、申立てがあった場合には、可能な限り速やかに、患者に対して、第 454 条に定める書面の閲覧及び謄写を許可しなければならない。当該閲覧及び謄写は、他者のプライバシーの保護のために必要である場合には、認められない。医療提供者は、書面の謄写にかかる相当の費用を請求することができる。

第 457 条

- (1) 第 448 条第 3 項第 2 文にかかわらず、医療提供者は、患者以外の者が、当該患者の同意なしに、当該患者に関する情報を取得し、または第 454 条所定の書面を閲覧もしくは謄写しないよう注意しなければならない。情報の取得または書面の閲覧もしくは謄写がなされる場合であっても、それによって他者のプライバシーが損なわれない範囲においてのみ、情報の取得または書面の閲覧もしくは謄写がなされる。法律の規定によって義務が課されている場合には、本項の規定する制限を考慮することなく、情報の取得または書面の閲覧もしくは謄写がなされる。
- (2) 前項の規定する患者以外の者には、診療契約の履行に直接関与する者は含まれない。医療提供者の代理人が、自らの為すべき行為について、情報の取得または書面の閲覧もしくは謄写を必要とする場合も同様である。
- (3) 第 450 条及び第 465 条に基づいて、その同意が診療契約の履行に必要とされる者もまた、患者以外の第三者に含まれない。善良な医療提供者の注意に反すると考えられるとき、医療提供者は、当該患者に関する情報の取得または書面の閲覧もしくは謄写をさせてはならない。

第 458 条

- (1) 第 457 条第 1 項の規定に反して、次に掲げる場合には、国民の健康に関する統計的または学術的調査のために、患者の同意なしに、患者以外の者に対して、当該患者に関する情報を提供し、または書面の閲覧もしくは謄写を認めることができる。
 - (a) 同意を得ることが合理的にみて不可能であり、かつ当該研究の遂行に関して当該患者のプライバシーを過度に侵害するものでない場合。
 - (b) 当該調査の性質及び目的に照らして同意を得ることが合理的にみて不可能であり、かつ、医療提供者が、個々の自然人への返送が適切に避けられる形式で、当該データが伝達されるよう配慮する場合。
- (2) 第 1 項による情報の取得または閲覧もしくは謄写の許可は、次の場合にのみ認められる。
 - (a) 当該調査が公益に資する場合で、
 - (b) 当該調査が当該データなしには遂行できず、かつ、
 - (c) 当該患者が情報の取得または閲覧もしくは謄写の許可に対して明示的には反対していない場合。
- (3) 第 1 項に従って情報が取得され、または閲覧もしくは謄写が許可された場合には、その事実が書類に記載されなければならない。

第 459 条

- (1) 医療提供者は、患者以外の者の観察なしに、診療契約における治療を行わなければならない。ただし、他者が当該治療を観察することに患者が同意している場合はこの限りでない。
- (2) 前項の定める患者以外の者には、その職業上の根拠に基づく協力が治療を実施する際に必要とされる者を含まない。
- (3) 第 450 条及び第 465 条に基づいて、その同意が治療に必要とされる者もまた、患者以外の第三者に含まれない。善良な医療提供者の注意に反するとき、医療提供者は、治療の観察を許可してはならない。

第 460 条

医療提供者は、重大な理由がある場合を除いて、診療契約を解除することができない。

第 461 条

依頼主は、医療提供者に対して報酬を支払う義務を負う。ただし、医療提供者が法律の規定に基づいて報酬を受ける場合、または契約に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 462 条

- (1) 診療契約の実行としての治療が、当該契約の当事者でない病院において行われたとき、当該病院もまた、契約当事者と同様に、義務違反について責任を負う。
- (2) 第 1 項の病院は、病院、看護施設、精神病院、学術病院または人工中絶に関する法律における墮胎施設として承認または指定された施設を意味する。

第 463 条

医療提供者又は第 462 条の定める病院の責任は、限定又は免除することができない。

第 464 条

- (1) 医学的業務を営むに際して、診療契約以外の医療行為を行うとき、当該法律関係の性質に反しない限りで、本節及び本章第 1 節第 404 条、第 405 条第 2 項および第 406 条が準用される。
- (2) 第 446 条第 5 項に定める行為に該当する場合、
 - (a) 第 454 条の定める書面は、検査目的との関係で必要とされる限りにおいて、保管されなければならない。ただし、法律の規定に基づいて、当該書面の破棄が禁じられている場合はこの限りでない。
 - (b) 検査に関係する者は、自らが検査結果及び検査に基づく推論を知ることが望むか否かについて、またそれを望む場合には、他者にそれを知らせるか否かを決定するために最初に知ることが望むか否かについて、希望を表明する機会を与えられる。

第 465 条

- (1) 患者が 12 歳未満であるとき、医療提供者は、本節に基づいて患者に対して負う義務を、当該患者に親権を行使する両親または当該患者の後見人に対して履行しなければならない。
- (2) 患者が 12 歳以上であるが、自らに関する利益を適切に評価する能力を有しないと判断される場合には、第 1 項が適用される。ただし、患者が成人であり、かつ後見または補助に付されている場合には、後見人または補助人に対して履行がなされなければならない。
- (3) 成人の患者が自らに関する利益を適切に評価する能力を有しないと判断されたにもかかわらず、後見または補助に付されていないとき、医療提供者は、本節に基づいて医療提供者が患者に対して負う義務を、患者が書面によって自らに代わって行為することを授權していた者に対して、履行しなければならない。そのような者が存在しないとき、またはそのような者が役割りを果たさないとき、患者の配偶者または登録されたパートナーに対して、その意思に反しない限り、当該義務が履行されなければならない。それらの者が存在しない場合には、当該患者の親、子供、兄弟または姉妹に対して、その意

思に反しない限り、当該義務が履行されなければならない。

- (4) 医療提供者は、第 1 項及び第 2 項の定める患者の代理人、および第 3 項の定める者に対して、自らの義務を履行しなければならない。ただし、その履行が善良な医療提供者の注意水準に反する場合はこの限りではない。
- (5) 第 2 項および第 3 項に基づいて、医療提供者が患者に対する本節の義務を履行しなければならない相手方は、善良な代理人の注意義務を負う。これらの者は、自らの職務の実行に際して、可能な限り患者を関与させなければならない。
- (6) 第 2 項および第 3 項の定める者が同意を与えた重大な治療に、患者が反対する場合には、患者に対する深刻な不利益を避けるために明らかに必要である場合に限り、当該治療を行うことができる。

第 466 条

- (1) 第 465 条に基づいて、治療の実施のために、患者の代わりに同条所定の者の同意のみが必要とされるとき、同意を取得する時間がない場合に限り、患者に対する深刻な不利益を回避するために明らかに必要であるという理由に基づいて、当該治療を同意なしに行うことができる。
- (2) 当該治療が重大なものでない場合には、第 450 条及び第 465 条に基づいて必要とされる同意は、与えられたものと推定される。

第 467 条

- (1) 人体から分離された匿名の組織および器官は、医療統計的調査その他の医学調査のために用いられうる。ただし、それらの生体物質が由来する患者が当該調査に反対せず、かつ当該調査が必要とされる注意をもって実施された場合に限る。
- (2) 人体から分離された匿名の組織及び器官を用いた研究には、調査の際に用いられる生体物質及び得られるデータが当該者に返送されないものを含む。

第 468 条

本節および本章第 1 節第 404 条、第 405 条第 2 項及び第 406 条は、患者に不利な形で、逸脱することができない。

第 469 条～第 499 条 留保

第 7A 章 旅行契約

第 500 条

- (1) 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (a) 「旅行者」とは、業として、自らの名において、公衆または団体に対して、予め内容の定まった旅行を提供する者を意味する。
 - (b) 「旅行契約」とは、旅行者が相手方当事者に対して、自らの提供する、予め内容の定まった旅行パッケージで、一泊または 24 時間の期間を含み、かつ次の役務のうち少なくとも二つを含むものを提供する義務を負う契約を意味する。
 - ① 運送。
 - ② 宿泊施設の提供。
 - ③ 運送および宿泊施設の提供と関連しない旅行者に対する役務で、旅行の重要な一部をなすもの。
 - (c) 「旅行者」とは、次の者を意味する。
 - ① 旅行者の相手方当事者。
 - ② その利益のために旅行が計画され、その計画を受け入れた者。
 - ③ 第 506 条に基づいて、旅行者との法律関係が移転された者。
- (2) 業として、オランダ以外で設立された旅行者の代理人として活動する者は、相手方当事者との関係で旅行者とみなされる。

第 501 条

- (1) 旅行者が一般に入手可能な案内書その他の文書を発行するとき、ツアー提供者は、その中で旅行の価格その他規則¹に定められた事項を記載しなければならない。
- (2) 旅行契約締結前に、旅行者は、相手方に対し、一般に入手可能な案内書その他の文書の配布によっても気づいていない限度で、第 1 項の定める情報を、書面その他の理解容易でアクセス可能な方法によって、通知しなければならない。
- (3) 第 2 項は、旅行開始前 72 時間以内に締結された旅行契約には適用されない。

第 502 条

- (1) 旅行契約の締結後、旅行者は、遅滞なく、相手方に対し、既に交付した文書に含まれてない限度で、旅行の条件の写しを、提供しなければ何らない。
- (2) 旅行の開始前に、旅行者は、相手方または第 506 条に従って旅行者との法律関係が移転された者に対し、書面その他の理解容易でアクセス可能な方法によって、規則²に定められた情報を通知しなければならない。

¹ 1993 年 1 月 15 日の規則。

² 1993 年 1 月 15 日の規則。

第 503 条

- (1) 旅行者はいつでも即時に契約を解除することができる。
- (2) 旅行者が自らの責めに帰すべき事由に基づいて契約を解除したとき、旅行者は、旅行業者に対し、契約の解除によって生じた損害を賠償しなければならない。損害賠償額は旅行の代金を超えてはならない。
- (3) 旅行者が自らの責めに帰されない事由に基づいて契約を解除したとき、旅行者は——旅行が既に開始されているときは、その割合に応じて——旅行の代金の返還を請求し、またはその支払いを免れるができる。

第 504 条

- (1) 第 505 条第 4 項にかかわらず、旅行業者は、重大な理由に基づき、それを遅滞なく旅行者に通知することを条件としてのみ、旅行契約を解除できる。
- (2) 旅行業者が旅行者の責めに帰されない事由に基づいて契約を解除するとき、旅行業者は旅行者に対し、同等または有利な条件の旅行を申し込まなければならない。第 3 項にかかわらず、当該申し込みを承諾しない旅行者は——旅行が既に開始されているときは、その割合に応じて——旅行の代金の返還を請求し、またはその支払いを免れるができる。
- (3) 契約解除に際して、旅行業者は、旅行者に対し、旅行者に生じた金銭的損害および旅行の利益を享受できないことの損害を賠償しなければならない。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - (a) 予約数が必要とされる最低人員を下回ったことを理由として契約が解除され、旅行者が契約に定められた期間内に解除の通知をうけたとき。
 - (b) 過剰予約を除き、不可抗力に基づいて契約が解除されたとき。「不可抗力」とは、人の意思に依存しない、異常かつ予見不可能な事情で、いかなる事前の注意をもってその発生を回避することができないものを意味する。

第 505 条

- (1) 旅行業者は、重大な理由に基づき、遅滞なく旅行者に通知することを条件として、旅行の本質的要素を変更することを、契約に定めることができる。旅行者は当該変更を拒絶することができる。
- (2) 第 1 項を前提として、旅行業者は、重大な理由に基づき、遅滞なく旅行者に通知することを条件として、旅行契約を変更することを、契約に定めることができる。旅行者は、変更によって重大な不利益を被る場合にのみ、当該変更を拒絶することができる。
- (3) 旅行業者は、旅行開始の 20 日前までに、燃料費、チャージ料金または為替レートを含む輸送料金の変更に関連して、旅行代金を増額することを、契約に定めることができる。

この約を用いるとき、旅行業者は増額の算定根拠を示さなければならない。旅行者は当該増額を拒絶することができる。

- (4) 前 3 項の定める拒絶がなされたとき、旅行業者は契約を解除することができる。旅行者は——旅行が既に開始されているときは、その割合に応じて——旅行の代金の返還を請求し、またはその支払いを免れるができる。旅行業者が、第 1 項または第 2 項に定める旅行者による拒絶後に契約を解除したとき、第 504 条第 3 項が準用される。

第 506 条

- (1) 旅行開始以前の適切な時期に、旅行者は、旅行契約の条件を全て満たす第三者に対し、旅行業者との法律関係を移転することができる。旅行開始の 7 日前は、いかなる場合にも、適切な時期とみなされる。
- (2) 法律関係の移転は、それを目的とした第三者との契約、および譲渡旅行者による旅行業者への書面での通知によって生じる。譲渡旅行者および第三者は、旅行代金および譲渡に関する費用の支払いについて、連帯して責任を負う。

第 507 条

- (1) 旅行業者は、旅行契約に基づく旅行者の合理的な期待に沿う形で、旅行契約を実行する義務を負う。
- (2) 旅行が旅行契約に基づく旅行者の合理的な期待に沿う形で実施されなかったとき、旅行業者は、次の原因に基づき、旅行契約の不履行について旅行業者または契約の履行補助者が責めを負わないのでない限り、損害を賠償する義務を負う。
- (a) 旅行契約の不履行が、旅行者の責めに帰すべき事由によって生じたとき。
- (b) 旅行契約の不履行が、予見不可能かつ除去不可能であり、かつ旅行に含まれるサービスの提供に関係しない第三者の責めに帰すべき事由によって生じたとき。
- (c) 旅行契約の不履行が、第 504 条第 3 項の定める不可抗力によって、または旅行業者もしくは旅行契約の履行補助者が可能な限りの注意をもって予見し、除去することができなかつた事情に基づいて生じたとき。
- (3) 旅行が旅行契約に基づく旅行者の合理的な期待に沿う形で実施されなかったとき、当該状況に基づいて、旅行業者は旅行者を援助しなければならない。その原因が旅行者の責めに帰せられるとき、旅行業者は、合理的に必要とされる範囲で、旅行者を援助しなければならない。このとき、援助の費用は旅行者が負担する。第 2 項に従い、旅行契約の不履行が旅行業者またはその履行補助者の責めに帰せられるとき、援助の費用は旅行業者が負担する。

第 508 条

- (1) 第 2 項が適用される場合を除き、旅行業者は、旅行者の死亡または負傷によって生じた損害に対する自らの責任を、免除または限定することができない。
- (2) 国際条約が旅行契約に含まれるサービスに適用されるとき、旅行業者は、当該条約がサービス提供者に付与または許可する責任の免除または制限を主張することができる。

第 509 条

- (1) 旅行業者は、自らの作為または不作為が、損害を生ぜしめる意図で、または重大な過失に基づき、もしくは損害が生じるかもしれないという認識を持ってなされたとき、当該作為または不作為によって生じた損害を賠償する責任を免除また限定することはできない。
- (2) 旅行業者自身が旅行契約に含まれたサービスを提供しないとき、旅行業者は、第 508 条に規定する以外の損害について、旅行代金の 3 倍の金額に賠償責任を限定することができる。

第 510 条

債務の不履行が旅行業者の責めに帰せられるとき、旅行業者は、金銭損害以外の損失についても、その損失が旅行の利益を享受できなかったことによって生じた限度において、賠償責任を負う。

第 511 条

第 504 条第 3 項および第 510 条の定める旅行の利益を享受できなかったことによる損害額は、旅行代金を超えてはならない。

第 512 条

- (1) 旅行業者は、財産状況の悪化に基づいて、旅行者に対する自らの債務を履行できなくなった場合に、他者によって当該債務が履行されるか、または——旅行が既に開始されているときは、その割合に応じて——旅行代金を返還することを保障するために必要な措置を取らなければならない。旅行者が既に目的地に到着しているとき、旅行契約が輸送を含んでいる限りにおいて、いかなる場合にも、復路の移動が保障されなければならない。
- (2) 旅行業者は、第 501 条の定める一般に入手可能な案内書その他の文書、または理解容易でアクセス可能な方法において言及することにより、第 1 項の定める措置を公表しなければならない。

第 513 条

本章の規定は、旅行者に不利な形で、逸脱〔当事者の合意によって変更〕することができない。

第 514 条～第 599 条 留保

第 14 章 保証

第 1 節 一般規定

第 850 条

- (1) 保証は、一方当事者（保証人）が他方当事者（債権者）に対して、第三者（主債務者）が債権者に対して負担し、または将来負担する債務を履行する義務を負う契約である。
- (2) 保証が有効性であるために、主債務者の認識は必要とされない。
- (3) 本章に別段の定めがある場合をのぞき、連帯債務および分割債務に関する規定は保証に適用される。

第 851 条

- (1) 保証は、主債務者の債務に依存する。
- (2) 保証は、十分に特定されている限りにおいて、主債務者の将来の債務についても、締結される。

第 852 条

- (1) 保証人は、主債務の存在、内容または履行期に関連する、主債務者が債権者に対して有する抗弁を主張することができる。
- (2) 主債務者が、債務の発生原因である法律行為を無効とする無効原因を主張する権利を有し、保証人または債権者によって主債務者に当該権利を行使するための合理的期間が設定されたとき、保証人は、当該期間中、自らの債務の履行を猶予される。
- (3) 主債務者が債権者に対する債務を適法に猶予されるとき、保証人もまた自らの債務の履行を猶予される。

第 853 条

保証は、主債務者による債務の履行を請求する権利の時効期間が満了した時、消滅する。

第 854 条

明示的に別段の約定がある場合を除き、主債務者の債務が金銭の支払いを目的としな
いとき、保証は、当該債務の不履行に基づく損害賠償債務のためのものである。

第 855 条

- (1) 保証人は、主債務者が債務不履行に陥るまで、債務を履行する義務を負わない。
- (2) 第 6 編第 82 条に基づいて主債務者を債務不履行に陥らせた債権者は、同時に、保証人
に対しても通知をしなければならない。

第 856 条

- (1) 主債務者が第 6 編第 83 条(b)号によって債務不履行に陥らない限り、保証人は、自らが
債務不履行に陥った期間についてのみ、法定利息を支払う義務を負う。
- (2) 保証人は、訴訟を提起する意思を適時に通知することによって、訴訟費用の支出を回
避する機会を有したとき、主債務者に対し、訴訟手続の費用を弁済しなければならない。

第 2 節 非職業的および非営業的保証

第 857 条

本節の規定は、自然人が、職業または事業としてではなく、かつ当該自然人が取締役
を務め、単独または共同取締役とともに持分の過半数を有する持分会社または有限責任
制の会社の通常の事業の利益のためにでもなく、保証が締結された場合に適用される。

第 858 条

- (1) 保証締結の時点で、主債務者の債務の金額が確定していないとき、最高金額が合意さ
れている場合に限り、保証は有効となる。
- (2) 第 856 条に基づく利息および費用は、当該最高金額とは別に請求することができる。

第 859 条

- (1) 保証は、保証人が署名した書面によってのみ、保証人との関係で証明することができ
る。
- (2) 保証人が主債務者の債務の全部または一部を履行したことを確認するとき、保証は、
あらゆる証拠方法によって証明することができる。
- (3) 第 1 項の定める要件および第 2 項の定める範囲は、保証人に保証を締結する義務を負
わせる契約にも適用される。

第 860 条

保証人は、主債務者が拘束されるよりも、重い債務の条件に拘束されることはない。ただし、当該条件が、主債務の存在および範囲を保証人に対して証明する方法にかかわるときはこの限りでない。

第 861 条

- (1) 将来債務のための保証は、
 - (a) 期間の定めがないとき、いつでも終了できる。
 - (b) 期間の定めがあるとき、5年の経過後に終了できる。
- (2) 終了後も、保証は既に発生した債務について存続する。
- (3) 保証人は、将来債務に関し、主債務者が債権者に対して責任を負う損害について、債権者が合理的に期待される監督を行うことによって防ぐことのできた限度で、賠償義務を負わない。
- (4) 保証人は、債権者が主債務者に対する償還請求の可能性が著しく低い状況を認識しながら、義務がないにもかかわらず履行した法律行為から生じる将来債務について責任を負わない。ただし、保証人が明示的に当該法律行為に同意しているとき、または当該法律行為の履行が猶予され得ないときはこの限りでない。

第 862 条

保証人に不利な形で、

- (a) 第 852 条乃至第 856 条、および第 858 条乃至第 861 条を逸脱〔当事者の合意によって変更〕することはできない。
- (b) 第 6 編第 154 条に基づき、保証人による将来の代位を想定して債権者が保証人に対して負う債務を逸脱することはできない。

第 863 条

本節の規定は、第 857 条の定める者が、第三者が債権者に債務を履行しなかった場合に、異なる内容の債務を履行する義務を負う契約に準用される。

第 864 条

- (1) 第 857 条の定める者に役務を提供する契約に従って、保証または第 863 条の規定する契約が他者の債務のために締結されたとき、役務提供者は、本節の規定に従って保証人としての依頼主の責任が否定される限りにおいて、債権者に支払った金額の補償を依頼主に請求する権利を有しない。第 861 条は、役務提供者と依頼主との関係に準用される。
- (2) 第 1 項からの逸脱は、逸脱の性質を明らかにする、指示者の署名のある書面による場合で、銀行その他業として保証を供与する機関への指示を含む場合に限り許容される。

第 3 節 主債務者・保証人間の関係および保証人・他の責任負担者間の関係

第 865 条

第 6 編第 2 章の規定は、主債務者・保証人間の法律関係および保証人・他の責任負担者間の法律関係に準用される。

第 866 条

- (1) 第 6 編第 10 条に従い、保証人は、主債務者に対し、自らが債権者に対して支払う義務を負う元本、利息および費用の全額を、請求する権利を有する。
- (2) 保証人は、自らが個人的な事情に基づいて債務不履行に陥っていた期間についての法定利息、および個人的な費用で合理的に発生する必要のなかった費用について、第 6 編第 10 条または第 12 条に基づいて、主債務者に請求することはできない。
- (3) ある者が二人以上の連帯責任を負う主債務者のために、債務について保証を与えるとき、主債務者は、第 6 編第 10 条第 1 項または第 12 条第 1 項にかかわらず、保証人に対して、保証人が主債務者に対して遡及できる元本、利息および費用について、連帯して責任を負う。
- (4) 保証人と一人または二人以上の主債務者の間の法律関係は、前 3 項に基づく以外の結果をもたらし得る。

第 867 条

保証人が主債務者への通知をせずに自らの債務を履行し、その後主債務者が債権者に弁済をしたとき、債務者は保証人に対し、債権者に対する未履行債権を譲渡すれば足りる。

第 868 条

第 6 編第 10 条に基づいて訴えられた主債務者は、償還請求権の発生した時に債権者に対して有する抗弁を、保証人に対しても、主張することができる。第 6 編第 11 条第 2 項および第 4 項が準用される。

第 869 条

自らの費用で債務を弁済した保証人は、第 6 編第 152 条の類推適用により、自分自身、連帯保証人およびその他の責任負担者の間で、回収不能となった部分を割り当てることができる。

第 870 条

保証人の債務を履行した復保証人は、保証人が債務を履行していれば主債務者、連帯保証人またはその他の責任負担者に対してに有していたであろう償還請求権を、自己の利益のために行使することができる。

第 871 条～第 899 条 留保

第 15 章 確認契約

第 900 条

- (1) 確認契約において、各当事者は、その間に存する法律上の不確定性および紛争を終結し、または回避するために、それまでに存在していた法的状況について互いに譲歩する内容の取り決めに拘束される。
- (2) 確認契約は、両当事者の共同の決定に基づき、または、当事者の一方もしくは第三者に決定を委ねる形で、締結することができる。
- (3) 証拠に関する契約は、反対証拠の排除を内容とする限りにおいて、確認契約と同視される。
- (4) 本章の規定は仲裁契約には適用されない。

第 901 条

- (1) 確認契約は、逸脱する法律関係を前提として、決定された法的状況を設定するために必要な条件を満たさなければならない。
- (2) 各当事者は、他方当事者に対し、確認契約の成立条件を満たすために自らの側で必要な事柄を行う義務を負う。
- (3) 契約に別段の定めがある場合を除き、当事者の一方または双方の意思表示によって要件が満たされるとき、当該意思表示は確認契約に含まれるものとみなされる。

第 902 条

物権法の領域における不確定性または紛争を終結させる確認契約は、有効である。ただし、その内容または必然的帰結が公序良俗に反する場合はこの限りでない。

第 903 条

過去の法的状況に関する確認契約は、第三者が取得した権利に影響を及ぼさない。

第 904 条

- (1) 合理性および公平性の基準に従って、所与の状況のもとで、決定の内容または方法との関連で、当事者または第三者を当該決定に拘束することが不適切であるとき、当事者または第三者の決定は取り消しの対象となる。
- (2) 当事者または第三者の決定が取り消され、無効とされ、または当該目的のために当該当事者または第三者に与えられた合理的期間内に得られないとき、裁判所は当該決定を行うことができる。ただし、契約または決定の性質に基づき、当該決定が異なる方法で与えられなければならない場合はこの限りでない。

第 905 条

契約の不履行を理由とする確認契約の解除が、既になされた決定または一方当事者もしくは第三者に委託された決定に影響を及ぼすとき、当該解除を一方的意思表示によつてなすことはできず、裁判所は、解除を請求した者が不履行に基づく損害の賠償を請求する手段を有することを理由として、解除を拒絶することができる。

第 906 条

- (1) 本章の規定は、確認契約が契約以外の法的基礎を有する場合にも準用される。
- (2) 第 904 条は、一方当事者または第三者が当該関係を支配するルールを補充または変更する権限を有する場合にも、準用される。
- (3) 法人の解散が、第 2 編第 15 条に従って、合理性および公平性の基準に違反して、無効とされた場合、第 2 項は当該解散に基づく補充または変更には適用されない。
- (4) 第 1 項および第 2 項は、法的状況の性質に基づき、当該規定の必然的帰結が準用を妨げる限度において、適用されない。

第 907 条

- (1) 法人格を有する財団または協会が、一人または二人以上の損害賠償義務者と損害賠償に関する契約を締結したとき、裁判所は、契約当事者の共同の申立てに基づき、財団または協会が損害を被った者の利益を代表することを条件として、当該者に対する拘束力を与えることを宣言できる。損害を被った者には、当該損害に関する賠償請求権を特定承継または一般承継した者を含む。
- (2) 契約は次の各号に定める事柄を包含しなければならない。
 - (a) 損害の性質および重大さに従って、契約がその者の利益のために締結される者が属する一つまたは二つ以上の集団。
 - (b) 当該集団に属する者の人数の可能な限り正確な叙述。
 - (c) 当該者に与えられる賠償額。
 - (d) 当該者が損害賠償について権利を有するために従うべき条件。

- (e) 損害賠償額を決定し、それを取得する方法。
 - (f) 第 908 条第 2 項および第 3 項の定める書面による通知を受ける者の氏名および住所。
- (3) 裁判所は次の場合、申立てを拒絶しなければならない。
- (a) 契約が第 2 項を遵守しないとき。
 - (b) 損害の程度、賠償を得る容易さおよび速さ、ならびに損害のあり得る原因を考慮に入れて、損害賠償の金額が合理的でないとき。
 - (c) その利益のために契約が締結された者の請求権の支払いのために、不十分な担保しか提供されなかったとき。
 - (d) 契約が、その条件に従って支払われるべき損害賠償の独立した算定方法を規定していないとき。
 - (e) その利益のために契約が締結された者の権利の保護が不十分であるとき。
 - (f) 第 1 項の定める財団または協会が、その者の利益のために契約が締結された者の権利を十分に代表できないとき。
 - (g) その利益のために契約が締結された者の集団が、契約の拘束力を認めることを正当化するほどに大きくないとき。
 - (h) 契約に従って賠償を行う法人が存在し、当該法人が契約の当事者でないとき。
- (4) 判断を下す前に、裁判所は当事者に契約を補充または修正する機会を与えることができる。
- (5) 第 1 項の定める申立ては、契約が損害賠償請求権について規定しているとき、契約の一方当事者に対する損害賠償請求権の時効を中断する。申立てが撤回不能な形で認められたとき、新たな時効期間は、支払われるべき賠償が確定した次の日から進行を開始する。さらに新たな時効期間は、第 908 条第 2 項の定める通知がなされた次の日から進行を開始する。申立てが認められなかったとき、新たな時効期間は、そのことが確定した次の日から進行を開始する。第 908 条第 4 項の結果として契約が解除されたとき、新たな時効期間は、同項に基づく解除が生じた次の日から進行を開始する。第 3 編第 319 条第 2 項が準用される。
- (6) 契約において、損害賠償請求権者が権利を有することを認識した次の日から、最短で 1 年の間に、自らの権利を行使しなかったとき、損害賠償請求権が時効によって消滅すると定めることができる。

第 908 条

- (1) 契約への拘束力付与の宣言を求める申立てが撤回不能な形で認められたとき、第 907 条の定める契約は、両当事者と損害賠償請求権者との間で、両者を当事者とする確認契約としての効力を有する。

- (2) 当該宣言は、民事訴訟法第 1017 条第 3 項に定める決定の宣言の日から、裁判所の定める最短 3 か月の期間内に、第 907 条第 2 項(f)号の定める者に対し、書面によって、契約に拘束される意思がないことを通知した権利者に対して効力を有しない。
- (3) 第 2 項の定める宣言に際して、自らの損害を認識していなかった損害賠償請求権者は、損害を認識した後、第 907 条第 2 項(f)号に定める者に対し、書面によって、契約に拘束される意思がないことを通知した場合には、宣言に拘束されない。契約によって損害を賠償する債務を負った当事者は、前文の定める損害賠償請求権者に対し、契約に拘束される意思がないことを通知させるために、最短 6 か月の期間を付与することができる。その際、第 907 条第 2 項(f)号の定める者の氏名および住所を通知しなければならない。
- (4) 損害賠償請求権者に不利な形で契約当事者の債務を免除する約定は、契約の拘束力が宣言された時点で、無効である。ただし、当該約定が、連帯して損害賠償責任を負う当事者に対し、第 2 項の定める、裁判所の決定する期間の経過後 6 か月以内に、当該宣言が影響を及ぼす損害賠償請求権者が少なすぎることを理由として、契約を解除する権限を付与する場合は、この限りでない。この場合、解除は、二つの新聞における広告および第 907 条第 1 項の定める財団または協会に対する書面での通知によってなされる。契約を解除した当事者は、契約解除が、可能な限り速やかに、知れた損害賠償請求権者に対して、書面で通知されるようにしなければならない。この目的のために、両当事者は損害賠償請求権者の知れた最後の住所を利用することができる。
- (5) 契約への拘束力の付与が宣言された後、契約当事者は、第 3 編第 44 条第 3 項および第 6 編第 228 条の定める無効原因を主張することはできない。損害賠償請求権者は、第 904 条第 1 項の定める無効原因を主張することができない。

第 909 条

- (1) 契約に基づいて権利者に支払われるべき賠償額の最終決定は拘束力を有する。しかしながら、合理性および公平性の基準に照らして当該決定またはそれに至る方法が適切でないとき、裁判所は損害賠償について決定する管轄権を有する。
- (2) 損害賠償を与える決定が合理的な期間内になされなかったとき、裁判所は損害賠償について管轄権を有する。
- (3) 第 907 条第 1 項に定める財団または協会は、契約の拘束力付与が宣言された後、損害賠償請求権者による履行を求めることができる。ただし損害賠償請求権者が反対した場合はこの限りでない。
- (4) 契約に基づいて損害賠償請求権を有する者は、明白により有利な地位に自らを置くような賠償を取得してはならない。
- (5) 契約によって損害を賠償する義務を負う当事者が、契約に従って、契約に定められた金額を支払うことによって、自らの債務を履行することができるものの、賠償額全額が支払うべき金額を上回るとき、そのことが判明した時点で残存する賠償額は、未払いの

金額に応じて割合的に減額される。前文から逸脱する減額方法は、損害の性質および重大さに従って、契約で定めることができる。第 1 項および第 2 項に関連して、支払われた金額に合理的な疑いがあるとき、残存する賠償の支払いを延期することができる。

第 910 条

- (1) 契約に基づいて損害賠償債務を負う当事者を除き、その他の債務者が連帯して責任を負うとき、第 6 編第 14 条が準用される。反対の意思が明確である場合を除き、契約は、同条の定める約定を含むものとみなす。
- (2) 契約によって損害を賠償する義務を負う当事者が、契約に従って、契約に定められた金額を支払うことによって、自らの債務を履行したが、損害賠償請求権者への支払いの後になお残高が存在するとき、契約当事者は、残高を管理する者に対し、当該残高を当事者に、当事者が複数存在する場合にはその貢献に応じて割合的に支払うことを命じるよう、契約への拘束力付与を宣言した裁判所に、共同で申し立てることができる。全ての権利者への支払いがなされたことが十分に証明されないとき、裁判所は当該申立てを拒絶することができる。

第 7A 編 各種の契約（承前）

第 16 章 射倅契約

第 1 節 総則

※2006 年 1 月 1 日の法律で削除。

【第 1811 条

- (1) 射倅契約は、両当事者または一方当事者の利益および不利益に関する結果が不確定な出来事に依存する契約である。
- (2) 射倅契約は、次の各号の契約を含む。
 - 保険契約
 - 終身定期金契約
 - 賭博および賭事
 - 相場格差または物価格差についての相殺契約
- (3) 保険契約は商法典に規定される。】

第 2 節 終身定期金契約とその効果

※2006 年 1 月 1 日の法律で削除。

【第 1813 条

終身定期金契約は、終身定期金債権の生存期間、用益権者の生存期間、または用益権者以外の第三者の生存期間について設定することができる。】

第 3 節 博戯及び賭事

第 1825 条

賭博に基づいて生じた債権および賭金の支払を求める債権は法律上効力を有しない。

第 1826 条

- (1) しかしながら、前条の規定は、フェンシングや徒競争など、身体的運動に関する適法な賭博を含まない。
- (2) ただし、金額が過大であるとき、裁判所は請求を棄却し、または減額することができる。

第 1827 条

いかなる形であれ、前 2 条を逸脱〔当事者の合意によって変更〕することは許されない。

第 1828 条

ある者が賭博での敗北に基づいて任意に支払いをしたとき、当該者はその返還を請求することができない。ただし、勝者の側で、詐欺、詐術または欺瞞があったときは、この限りでない。